



人文学部教授
洪 恵子

こうけいこ
修士(法学)
専門分野は、国際組織法、国際法、国際刑事法

この記事に関連した情報は以下のアドレスでもご覧いただけます。
■ <http://www.mie-u.ac.jp/links/research/>

右図／スーダンの事態について審議する国連の安全保障理事会 (UN Photo/Mark Garten)



国際社会の急激な変化に対応した法の発展を目指して。

ハイジャックなどのテロや紛争地域での人道に対する犯罪など、人文学部では、国際法上の犯罪に関する問題を研究しています。国際法学は、冷戦終結後、大きく変化している分野だからこそ社会や時代の変化を正しく理解し、法の発展に貢献する研究を目指しています。

国際法上の犯罪に関する問題を研究

今日、国際法学が対象とする法現象は多岐にわたりますが、私は上智大学の大学院で国際法を専攻したときから現在に至るまで一貫して、国際法上の犯罪に関する法的諸問題を研究対象としてきました。この分野は国際法の中でも特に国際刑事法と呼ばれます。「国際法上の犯罪」というのは耳慣れないと思いますが、国際条約や国際慣習法によって、単に一国のみではなくて、国際社会の公益を侵害する行為とみなされているものを示します。その代表的なものは航空機の不法奪取(ハイジャック)です。例えばサンフランシスコ発のルフトハンザ機がハイジャックされて、本来の到着地であるフランクフルトには行くことができず、日本にやむを得ず着陸したとすると、犯人が日本人でなくても、また自国に登録した航空機でなくても、さらには航空機に日本人が乗ってなくても、日本は犯人の身柄の引き渡しの請求に応じるか、または日本の裁判所で裁判にかけなければなりません。それはハイジャックが航空機の不法奪取の防止に関するヘーグ条約という国際法で規制されている国際法上の犯罪であり、日本がその条約の締約国であるためです。また、



国際連合本部(ニューヨーク)
(UN Photo/Mark Garten)



戦争犠牲者の保護に関するジュネーブ条約締結のための外交会議(1949年)
(©ICRC/CADOUX, J.)



赤十字国際委員会(ICRC)による、武力紛争に関わる人々への国際人道法の講義
(©ICRC)



『国際刑事裁判所』
村瀬信也・洪恵子 共編著 (東信堂/2008)

国際法上の犯罪のもう一つの代表的な例は人道に対する犯罪と呼ばれるものです。武力紛争がおこったとき、戦闘員ではない女性や子どもを大量に殺戮するなどの行為は国際人道法(条約・慣習法)によって禁止されていて、これに違反した者は刑事的処罰の対象となります。国際人道法の代表的な条約は1949年に締結された戦争犠牲者の保護に関する4つのジュネーブ条約と1977年に締結された2つの追加議定書です。

国内裁判所の管轄から国際的な刑事裁判所へ

こうした国際法上の犯罪に関する研究の中でも、私はこれまで犯罪人引渡制度や国際警察協力などについて、科学研究費の助成を受けながら研究を続けてきました。ここ数年は特に「国際法上の犯罪はどこで審理・処罰されるべきか」という裁判管轄権の問題を研究しています。

この問題について少し詳しくお話しすると、国際法上の犯罪についての裁判管轄権は国内裁判所に帰属するのが伝統的なルールでした。先ほどのハイジャックの例のように、国際社会全体の共通利益を侵害する行為であっても、容疑者を逮捕したり、刑事手続にかけるのは国家の任務であり、国際法上の犯罪は国際法上の規範を受容した国内法に基づいて、国内裁判所で審理・処罰されるという枠組みでした。現在でも先に述べたようなハイジャックなどのテロリズムに関してはこの方式がとられています。これに対して「国際法上の犯罪なのだから、国内法を介在させるのではなくて、国際機関を設立して個人に直接国際法を適用して、国内法ではなくて、国際法に基づいて審理・処罰すべきである」という考え方も昔からありました。しかし、確かに第二次世界大戦後、ドイツと日本の戦争責任者を対象とした国際軍事裁判所(いわゆるニュルンベルグ裁判・東京裁判)が設立されましたが、国際機関を設立してそこに刑事管轄権を与えようという考えは、一部の学説には存在したものの、その後多くの国家の支持は得られませんでした。私が国際法を勉強し始めた1980年代の後半でも、国際的な刑事裁判所は単なる「講学上の概念」と呼ばれていたのです。

しかし1990年代に入って状況は一変しました。1993年には国連の安全保障理事会が、国連憲章第7章に基づいて旧ユーゴスラビア領域内で発生した重大な国際人道法違反について、裁判所を設置したのです。さらに1998年には多数国間条約に基づいて国際刑事裁判所(ICC)の設立が決められました。その後もこうした国際機関としての刑事裁判所の設立が続いており、このことが国際法学・国際刑事法に対して大きなインパクトを与えています。

日本の研究者として、主体的な研究成果を

国際法学はヨーロッパを起源とし、現在でも西欧の法律家(研究者・実務家)が中心で、国際裁判の判例は英語またはフランス語で書かれています。また主権平等といっても、「国際社会にとってのルールは何か」というルール作りになると、例えば米国のような国力のある一部の国の考え方が大きく反映されるのは事実です。このような中、日本の国際法の研究者の役目を率直に考えれば、まずは西欧の学説や国際判例を正確に理解した上で、関連国際法規の解釈を正しく行うことだと思います。私は直接、外国の法律家から学ぶことも大事だと思っていますので、安倍フェロシップとフルブライト奨学金をいただき、半年間ずつ2度、米国のコロンビア・ロー・スクールで在外研究をしました。戦後60年以上が経過し、日本も今や国際社会のルール作りに積極的に関与するようになってきましたし、私も単に海外の学説や国際判例の紹介にとどまらない研究成果を生み出せるように、研究者として成長していきたいと思っています。